

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 看護学研究科 看護学専攻（M）

1. <カリキュラム・ポリシーが不適切>

カリキュラム・ポリシーの内容が教育課程の編成方針を記述したものではなく、不適切であるため、修正すること。【2専攻共通】（是正事項）・・・・・・・・・・ 1

2. <授業の実施方法に関する説明が不整合>

昼夜開講制により授業を行う旨の説明があるが、時間割では授業は全て夜間と週末のみに開設されており、整合していない。昼夜開講制とする考え方を明確にした上で、授業の実施方法について説明すること。【2専攻共通】（是正事項）・・・・・・・・・・ 4

3. <入学試験が不十分>

入学試験の実施について、下記の観点について不明確なため、具体的に説明すること。博士前期課程、博士後期課程ともに、社会人特別選抜において大学院における学習に必要な英語の能力をどのように測るのか不明確。（改善事項）・・・・・・・・・・ 8

4. <記述内容が不適切>

「平成4年に始まった4年制の看護学基礎教育」という記述があるが、事実を正確に表していないため、適切に修正すること。【2専攻共通】（改善事項）・・・・・・・・・・ 10

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

1. <カリキュラム・ポリシーが不適切>

カリキュラム・ポリシーの内容が教育課程の編成方針を記述したものではなく、不適切であるため、修正すること。【2 専攻共通】

(対応)

設置の趣旨等を記載した書類の大項目である「4. 教育課程の編成と考え方及び特色」の、中項目である「1) 教育課程の編成 (カリキュラムポリシー)」に記載していた内容は、どのような分野にどのような科目を配置するのかという教育課程の編成を説明したものであり、ディプロマ・ポリシーの達成のためにどのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するのかを定める基本的な方針であるカリキュラムポリシーの記載が不十分であった。そこで、改めてカリキュラムポリシーを明記した。

博士前期課程は、看護ケア開発に必要な研究の基礎的能力、教育・実践のコミュニティを育成する能力を有する教育研究者及び地域で暮らす人々を支える高度専門職業人を育成することができる教育課程を編成する。以下に、具体的な教育課程の編成方針であるカリキュラムポリシーを示す。

1. 高度な看護実践家を育成する「専門看護師コース」と専門分野の教育・研究者並びに実践と研究の架け橋となる人材を育成する「研究コース」を開設する。「専門看護師コース」には、慢性看護分野と小児看護分野を設ける。「研究コース」には、高齢者看護学分野、地域看護学分野、看護実践デザイン・情報マネジメント分野、精神看護学分野、女性看護学分野を設ける。
2. カリキュラムは、高度な看護実践力や対象に応じた高い教育力、研究に必要となる基本的能力を修得する「共通科目」、各分野における専門性を高める講義科目と実習科目からなる「専門科目」、高度看護実践能力の獲得や研究課題を焦点化し研究を展開する能力を高める演習科目からなる「演習・研究科目」で編成する。
3. 看護の対象者や社会のニーズの変化に応じた高度な看護実践が提供できる能力、変化に対応した看護ケアが開発できる能力、効果的なケアシステムが開発できる能力、マネジメントに携わることができる能力の修得を目指す科目を配置する。
4. 地域で暮らす人々の健やかな生活を支えるための看護ケアを開発するために、実践の中から地域が求める看護課題を探求し、エビデンスを活用する能力及び成果を発信する能力を養う。
5. 看護実践の知の創出、発展のための基礎的能力として、教育・実践のコミュニティを育成することができる能力を養う。

上記を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を次の通り変更する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (7 ページ～10 ページ)

新	旧
<p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>1) 教育課程の編成</p> <p>【博士前期課程】</p> <p>博士前期課程は、看護ケア開発に必要な研究の基礎的能力、教育・実践のコミュニティを育成する能力を有する教育研究者及び地域で暮らす人々を支える高度専門職業人を育成することができる教育課程を編成する。以下に、具体的な教育課程の編成方針であるカリキュラムポリシーを示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高度な看護実践家を育成する「専門看護師コース」と専門分野の教育・研究者並びに実践と研究の架け橋となる人材を育成する「研究コース」を開設する。「専門看護師コース」には、慢性看護分野と小児看護分野を設ける。「研究コース」には、高齢者看護学分野、地域看護学分野、看護実践デザイン・情報マネジメント分野、精神看護学分野、女性看護学分野を設ける。 2. カリキュラムは、高度な看護実践力や対象に応じた高い教育力、研究に必要となる基本的能力を修得する「共通科目」、各分野における専門性を高める講義科目と実習科目からなる「専門科目」、高度看護実践能力の獲得や研究課題を焦点化し研究を展開する能力を高める演習科目からなる「演習・研究科目」で編成する。 3. 看護の対象者や社会のニーズの変化に応じた高度な看護実践が提供できる能力、変化に対応した看護ケアが開発できる能力、効果的なケアシステムが開発できる能力、マネジメントに携わることができる能力の修得を目指す科目を配置する。 4. 地域で暮らす人々の健やかな生活を支えるための看護ケアを開発するために、実践の中から地域が求める看護課題を探求し、エビデンスを活用する能力及び成果を発信する能力を養う。 5. 看護実践の知の創出、発展のための基礎的能力として、教育・実践のコミュニティを育成することができる能力を養う。 <p>学部のコミュニティ・ケアシステム領域からは「研究コース」として、「高齢者看護学分野」並びに「地域看護学分野」を設置して、これからの高齢者ケア、地域ケアの時代実践、教育・研究を牽引する人材を育てる科目を編成する。「高齢者看護学分野」の科目は、高齢者看護学特論、高齢者看護学対象論、高齢者看護学方法論、演習Ⅲa (急性期の高齢者ケア)、演習Ⅲb (慢性期の高齢者ケア)、「地</p>	<p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>1) 教育課程の編成 <u>(カリキュラムポリシー)</u></p> <p>【博士前期課程】</p> <p>博士前期課程では、「共通科目」「専門科目」「演習・研究科目」の3つの科目区分とし、看護ケア開発に必要な研究の基礎的能力、教育・実践のコミュニティを育成する能力を有する教育研究者及び地域で暮らす人々を支える高度専門職業人を育成することができる教育課程を編成する。</p> <p>看護学部のコミュニティ・ケアシステム領域、医療看護領域並びに成育看護領域に連動し、高度な実践家を育成する「専門看護師コース」と専門分野の教育・研究者並びに実践と研究の架け橋となる人材を育成する「研究コース」を設ける。学部のコミュニティ・ケアシステム領域からは「研究コース」として、「<u>高齢者看護学分野</u>」並びに「<u>地域看護学分野</u>」を設置して、これからの高齢者ケア、地域ケアの時代実践、教育・研究を牽引する人材を育てる科目を編成する。「<u>高齢者看護学分野</u>」の科目は、<u>高齢者看護学特論</u>、<u>高齢者看護学対象論</u>、<u>高齢者看護学方法論</u>、<u>演習Ⅲa (急性期の高齢者ケア)</u>、<u>演習Ⅲb (慢性期の高齢者ケア)</u>、「<u>地域看護学分野</u>」の科目は、<u>地域看護学特論Ⅰ</u>、<u>地域看護学特論Ⅱ</u>である。</p>

新	旧
「 <u>地域看護学分野</u> 」の科目は、 <u>地域看護学特論 I</u> 、 <u>地域看護学特論 II</u> である。	

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

2. <授業の実施方法に関する説明が不整合>

昼夜開講制により授業を行う旨の説明があるが、時間割では授業は全て夜間と週末のみに開設されており、整合していない。昼夜開講制とする考え方を明確にした上で、授業の実施方法について説明すること。【2専攻共通】

(対応)

本学研究科の設置準備の初期の段階で、学生募集の有効な手段として、他大学大学院での導入事例や本学看護学部教員の意見等を踏まえて昼夜開講制を導入することとしたところで、その後、実際のカリキュラムを編成する際に、「神戸市の中心地 JR三ノ宮駅からのアクセスに優れているという利便性、また、兵庫県立こども病院等が集積するなど高度先端医療の拠点として様々なプロジェクトが推進されている神戸ポートアイランドに位置するという本学看護学部の立地条件を考慮した場合、社会人学生が大部分を占める。」という結論に至ったため主な授業を平日の夜間と土曜日の昼間に集中させたところである。

この様な状況下において、「昼夜開講制とする考え方を明確にした上で、授業の実施方法について説明すること」とのご指摘をいただいたことから、再度、昼夜開講制のあり方等を検証し、学生の選択の幅を拡げ、利便性を確保する意味合いから平日の授業について、「昼間を主とする時間割」と「夜間を主とする時間割」の2本立てとしたところである。

上記を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を次の通り変更する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (23 ページ、29～30 ページ)

新	旧
7. 施設・設備等の整備計画 2) 校舎等施設の整備計画 <u>看護学部と看護学研究科の授業は、全て看護学部専用校舎F館で実施していく計画で、使用教室は当初から両者を区分しており、更に、実際の運用に際しても時間割管理を徹底していくことから重複しない体制となっている。(資料16 授業時間割)</u>	7. 施設・設備等の整備計画 2) 校舎等施設の整備計画 <u>授業科目は全て看護学部専用校舎 F 館で実施され、「授業時間割」(資料16)に示すとおり、看護学部生の時間割は1限から5限までとしていることから、大学院生との重複はなく、快適な環境の下に配置されている。</u>
10. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施 3) 授業の実施方法 授業は、原則として、平日の <u>昼夜及び土曜日の昼間(1時限目から5時限目)に開講することとしており、平日の授業については「昼間を主とする時間割」と「夜間を主とする時間割」の2本立てとして、学生の選択の幅が広がる体制を提供することとしている。また、必要に応じて集中講義を組み入れる等学修しやすいように配慮した時間割とする。</u>	10. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施 3) 授業の実施方法 授業は、原則として、平日の <u>夜間(6時限目、7時限目)及び土曜日の昼間(1時限目から5時限目)に開講し、また、必要に応じて集中講義を組み入れる等学修しやすいように配慮した時間割とする。</u>

新	旧
<p>4) 教員の負担の程度</p> <p>平日の<u>昼夜</u>及び土曜日の昼間に授業を実施するため、時間割については、特定の教員に同一の開講時間帯に集中しないように配慮するとともに、大学院を担当する教員とその基礎となる看護学部のみを担当する教員との負担が平準化するよう編成する。</p> <p>5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置</p> <p>(略)</p> <p>学生に対する各種連絡や情報提供（休講・補講、履修登録、成績閲覧等）については、いつでも、どこからでも (略)</p>	<p>4) 教員の負担の程度</p> <p>平日の<u>夜間</u>及び土曜日の昼間に授業を実施するため、時間割については、特定の教員に同一の開講時間帯に集中しないように配慮するとともに、大学院を担当する教員とその基礎となる看護学部のみを担当する教員との負担が平準化するよう編成する。</p> <p>5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置</p> <p>(略)</p> <p>学生に対する各種連絡や情報提供（休講・補講、履修登録、成績閲覧等）については、<u>開講日の夜間や土曜日だけでなく、</u>いつでも、どこからでも (略)</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 資料 16 「看護学研究科授業時間割」
 添付の表 1 「(新旧対照表) 看護学研究科時間割 (博士前期課程)」のとおり。

看護学研究科授業時間割(博士前期課程)

資料16

前期	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	その他実習等
1						研究セミナー(各指導教員) 各個人研究室	慢性看護実習Ⅱ(横内・藤原・元木・奥井・鷲田)
2						特別研究(各指導教員) 各個人研究室	慢性看護実習Ⅲ(横内・元木・藤原・奥井)
3	看護理論(野並・中岡) F421	看護研究方法論Ⅰ(横内・東) F421	病態生理学(加治・横内・奥井) F305			慢性高度実践看護課題研究(横内) F421 小児高度実践看護課題研究(内) F529	小児看護実習Ⅲ(内・菅野)
4	看護教育論(中岡・野並・東・横内) F305	特別研究(各指導教員) 各個人研究室	フィジカルアセスメント(加治・藤原・鷲田) F305	演習Ⅱb(玉木・大谷)F305 演習Ⅲb(藤田・笹谷・正田)F306 慢性高度実践看護演習Ⅰ(横内・加治・藤原・元木・鷲田・奥井)F307/F529 小児高度実践看護演習Ⅰ(内・菅野)F308/F529	慢性看護ケアシステム論(洪・元木・奥井)F305 小児高度実践看護課題研究(内)F529	看護情報学特論(東) F305	
5	研究セミナー(各指導教員) 各個人研究室	高齢者看護学方法論(藤田) F307 精神看護学特論Ⅱ(玉木・大谷・田中・八木)F308 慢性看護学特論Ⅰ(洪・魚里・野並)F305 小児看護学特論Ⅰ(内)F306 慢性高度実践看護課題研究(横内)F421	看護実践デザイン特論Ⅰ(横内・洪) F307 演習Ⅱa(玉木・大谷) F308 演習Ⅲa(藤田・花房) F309 慢性看護学方法論Ⅰ(藤原・鷲田・加治)F305 小児看護学方法論Ⅱ(内)F306		高齢者看護学特論(藤田)F306 精神看護学特論Ⅰ(玉木)F307 女性看護学特論Ⅰ(下数領・田村・牛越)F308 看護情報学特論(東)F305 地域看護学特論Ⅰ(魚里・小路) F309 慢性看護学特論Ⅱ(横内・野並・藤原・元木)F421 小児保健医療福祉論(内・丸山・小路)F529	地域看護学特論Ⅰ(魚里・小路) F306	
6	病態生理学(加治・横内・奥井) F305	看護理論(野並・中岡) F421	看護研究方法論Ⅰ(横内・東) F421	フィジカルアセスメント(加治・藤原・鷲田) F305	看護教育論(中岡・野並・東・横内) F305		
7	慢性看護学特論Ⅰ(洪・魚里・野並) F305 小児看護学特論Ⅰ(内) F306	慢性看護学特論Ⅱ(横内・野並・藤原・元木) F305 小児保健医療福祉論(内・丸山・小路) F306 高齢者看護学方法論(藤田) F307 精神看護学特論Ⅱ(玉木・大谷・田中・八木) F308	慢性看護学方法論Ⅰ(藤原・鷲田・加治)F305 小児看護学方法論Ⅱ(内)F306 看護実践デザイン特論Ⅰ(横内・洪)F307 演習Ⅱa(玉木・大谷)F308 演習Ⅲa(藤田・花房)F309	演習Ⅱb(玉木・大谷) F305 演習Ⅲb(藤田・笹谷・正田) F306 慢性高度実践看護演習Ⅰ(横内・加治・藤原・元木・鷲田・奥井) F307/F529 小児高度実践看護演習Ⅰ(内・菅野) F308/F529	慢性看護ケアシステム論(洪・元木・奥井) F305 高齢者看護学特論(藤田) F306 精神看護学特論Ⅰ(玉木) F307 女性看護学特論Ⅰ(下数領・田村・牛越) F308		

後期	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	その他実習等
1						研究セミナー(各指導教員) 各個人研究室	慢性看護実習Ⅰ(横内・藤原・元木・奥井・鷲田)
2						特別研究(各指導教員) 各個人研究室	小児看護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ(内・菅野)
3	看護実践デザイン特論Ⅱ(洪・横内) F305 女性看護学特論Ⅱ(田村・下数領・牛越)F306	臨床薬理学(吉川・洪) F305	慢性看護学方法論Ⅱ(横内・藤原・元木・鷲田)F305 小児看護学特論Ⅱ(二宮)F306	慢性高度実践看護演習Ⅱ(横内・加治・藤原・元木・鷲田・奥井)F305/F529 小児高度実践看護演習Ⅱ(内・菅野・丸山・小路)F306/F529	研究セミナー(各指導教員) 各個人研究室	演習Ⅰ(各指導教員) 各個人研究室	国際保健・疫学論(宇賀・田村) F305
4	コンサルテーション論(玉木・藤原・元木) F305	特別研究(各指導教員) 各個人研究室	看護研究方法論Ⅱ(東・横内・中村) F305	看護倫理展開論(野並・藤田・玉木・内) F305	慢性高度実践看護課題研究(横内) F421 小児高度実践看護課題研究(内) F529	慢性高度実践看護演習Ⅱ(横内・加治・藤原・元木・鷲田・奥井) F305/F529 小児高度実践看護演習Ⅱ(内・菅野・丸山・小路)	
5	看護政策論(魚里・洪・堀田) F305	看護マネジメント論(洪・横内) F305 演習Ⅰ(内) 各個人研究室	高齢者看護学対象論(藤田・笹谷・西山)F306 地域看護学特論Ⅱ(魚里・小路) F307 遠隔看護特論(東)F308	精神看護学方法論(川田・大谷) F306	小児看護学方法論Ⅰ(内・菅野) F305 演習Ⅰ(東・魚里・宇賀・加治・洪・下数領・玉木・中岡・中村・野並・藤田・横内・田村)各個人研究室	慢性高度実践看護課題研究(横内) F421 小児高度実践看護課題研究(内) F529	
6	看護政策論(魚里・洪・堀田) F305	看護研究方法論Ⅱ(東・横内・中村) F305	コンサルテーション論(玉木・藤原・元木) F305	看護倫理展開論(野並・藤田・玉木・内) F305	看護マネジメント論(洪・横内) F305		
7	看護実践デザイン特論Ⅱ(洪・横内) F305	臨床薬理学(吉川・洪) F305	小児看護学特論Ⅱ(二宮)F305 高齢者看護学対象論(藤田・笹谷・西山)F306 地域看護学特論Ⅱ(魚里・小路) F307 遠隔看護特論(東)F308	慢性看護学方法論Ⅱ(横内・藤原・元木・鷲田) F305 精神看護学方法論(川田・大谷) F306	小児看護学方法論Ⅰ(内・菅野) F305 女性看護学特論Ⅱ(田村・下数領・牛越) F306		

看護学研究科授業時間割(博士前期課程)

前期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	その他実習等
1						研究セミナー(各指導教員) 各個人研究室	慢性看護実習Ⅱ(横内・藤原・元木・奥井・鷲田)
2						特別研究(各指導教員) 各個人研究室	慢性看護実習Ⅲ(横内・元木・藤原・奥井)
3						慢性高度実践看護課題研究(横内) F421 小児高度実践看護課題研究(内) F529	小児看護実習Ⅲ(内・菅野)
4						看護情報学特論(東) F305	
5						地域看護学特論Ⅰ(魚里・小路) F306	
6	病態生理学(加治・横内・奥井) F305	看護理論(野並・中岡) F421	看護研究方法論Ⅰ(横内・東) F421	フィジカルアセスメント(加治・藤原・鷲田) F305	看護教育論(中岡・野並・東・横内) F305		
7	慢性看護学特論Ⅰ(洪・魚里・野並) F305 小児看護学特論Ⅰ(内) F306	慢性看護学特論Ⅱ(横内・野並・藤原・元木) F305 小児保健医療福祉論(内・丸山・小路) F306 高齢者看護学方法論(藤田) F307 精神看護学特論Ⅱ(玉木・大谷・田中・八木) F308	慢性看護学方法論Ⅰ(藤原・鷲田・加治) F305 小児看護学方法論Ⅱ(内) F306 看護実践デザイン特論Ⅰ(横内・洪) F307 演習Ⅱa(玉木・大谷) F308 演習Ⅲa(藤田・花房) F309	演習Ⅱb(玉木・大谷) F305 演習Ⅲb(藤田・笹谷・正田) F306 慢性高度実践看護演習Ⅰ(横内・加治・藤原・元木・鷲田・奥井) F307/F529 小児高度実践看護演習Ⅰ(内・菅野) F308/F529	慢性看護ケアシステム論(洪・元木・奥井) F305 高齢者看護学特論(藤田) F306 精神看護学特論Ⅰ(玉木) F307 女性看護学特論Ⅰ(下敷領・田村・牛越) F308		

後期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	その他実習等
1						研究セミナー(各指導教員) 各個人研究室	慢性看護実習Ⅰ(横内・藤原・元木・奥井・鷲田)
2						特別研究(各指導教員) 各個人研究室	小児看護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ(内・菅野)
3						演習Ⅰ(各指導教員) 各個人研究室	国際保健・疫学論(宇賀・田村) F305
4						慢性高度実践看護演習Ⅱ(横内・加治・藤原・元木・鷲田・奥井) F305/F529 小児高度実践看護演習Ⅱ(内・菅野・丸山・小路) F306/F529	
5						慢性高度実践看護課題研究(横内) F421 小児高度実践看護課題研究(内) F529	
6	看護政策論(魚里・洪・堀田) F305	看護研究方法論Ⅱ(東・横内・中村) F305	コンサルテーション論(玉木・藤原・元木) F305	看護倫理展開論(野並・藤田・玉木・下敷領・内) F305	看護マネジメント論(洪・横内) F305		
7	看護実践デザイン特論Ⅱ(洪・横内) F305	臨床薬理学(吉川・洪) F305	小児看護学特論Ⅱ(二宮) F305 高齢者看護学対象論(藤田・笹谷・西山) F306 地域看護学特論Ⅱ(魚里・小路) F307 遠隔看護特論(東) F308	慢性看護学方法論Ⅱ(横内・藤原・元木・鷲田) F305 精神看護学方法論(川田・大谷) F306	小児看護学方法論Ⅰ(内・菅野) F305 女性看護学特論Ⅱ(田村・下敷領・牛越) F306		

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

3. <入学試験が不十分>

入学試験の実施について、下記の観点について不明確なため、具体的に説明すること。
 博士前期課程、博士後期課程ともに、社会人特別選抜において大学院における学習に必要な英語の能力をどのように測るのか不明確。

(対応)

博士前期課程での学習や研究に必要となる、英語文献や英語論文を理解するためには、基本的な英語の読解能力が必要となる。そのため、小論文に英文読解能力を見るための設問を設ける予定であったが、その記載が不十分であった。そこで、小論文には共通問題として英文読解問題と専門分野に関連した小論文の2問を設けることとする。

社会人特別選抜においては、共通問題としての英文読解問題と専門分野に関連した小論文から、アドミッションポリシーの1. 専門領域の基礎的な技能を有するか、3. 論理的かつ柔軟に看護について探求できるか、口述試問では、これまでの看護実践活動や教育・研究活動、今後の研究計画に対する質疑応答を通して、2. 社会や看護学の発展に貢献する意欲があるか、4. 生命への尊厳や倫理感受性があるか、等を多角的・総合的に評価する。また、勤務を継続しながら勉学を行っていくことの前向きさや意志の強さについても、総合的に判断して合否を決定する。

上記を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を次の通り変更する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (27 ページ～28 ページ)

新	旧
<p>【博士前期課程】 選抜試験は、年3回(推薦選考、一般選抜(秋期募集・春期募集)、社会人特別選抜(秋期募集・春期募集))とし、選考の方法はアドミッションポリシーを満たした人材を合理的に判断するために以下のとおり行う。</p> <p>(1) 推薦選考(学内からの進学者の場合)</p> <p>① 出願書類及び口述試問</p> <p>(2) 一般選抜(秋期募集・春期募集)</p> <p>① 専門科目の筆記試験</p> <p>② 英語</p> <p>③ 面接を含む口述試問</p> <p>(3) 社会人特別選抜(秋期募集・春期募集)</p> <p>① 小論文(英文読解問題を含む)</p> <p>② 口述試問</p> <p>社会人特別選抜においては、<u>共通問題としての英文読解問題と専門分野に関連した小論文から、アド</u></p>	<p>【博士前期課程】 選抜試験は、年3回(推薦選考、一般選抜(秋期募集・春期募集)、社会人特別選抜(秋期募集・春期募集))とし、選考の方法はアドミッションポリシーを満たした人材を合理的に判断するために以下のとおり行う。</p> <p>(1) 推薦選考(学内からの進学者の場合)</p> <p>① 出願書類及び口述試問</p> <p>(2) 一般選抜(秋期募集・春期募集)</p> <p>① 専門科目の筆記試験</p> <p>② 英語</p> <p>③ 面接を含む口述試問</p> <p>(3) 社会人特別選抜(秋期募集・春期募集)</p> <p>① 小論文</p> <p>② 口述試問</p> <p>社会人特別選抜においては、専門分野に関連した小論文から、アドミッションポリシーの1. 専門領域</p>

新	旧
<p>ミッションポリシーの 1. 専門領域の基礎的な技能を有するか、3. 論理的かつ柔軟に看護について探求できるか、口述試問では、これまでの看護実践活動や教育・研究活動、今後の研究計画に対する質疑応答を通して、2. 社会や看護学の発展に貢献する意欲があるか、4. 生命への尊厳や倫理感受性があるか、等を多角的・総合的に評価する。また、勤務を継続しながら勉学を行っていくことの前向きさや意志の強さについても、総合的に判断して可否を決定する。</p>	<p>の基礎的な技能を有するか、3. 論理的かつ柔軟に看護について探求できるか、口述試問では、これまでの看護実践活動や教育・研究活動、今後の研究計画に対する質疑応答を通して、2. 社会や看護学の発展に貢献する意欲があるか、4. 生命への尊厳や倫理感受性があるか、等を多角的・総合的に評価する。また、勤務を継続しながら勉学を行っていくことの前向きさや意志の強さについても、総合的に判断して可否を決定する。</p>

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (M)

4. <記述内容が不適切>

「平成4年に始まった4年制の看護学基礎教育」という記述があるが、事実を正確に表していないため、適切に修正すること。【2専攻共通】

(対応)

看護系大学の過去の設置状況を見てみると、平成4年を境に大幅に増加している傾向にあったことから、その事実を記載するため「平成4年に始まった4年制の看護学基礎教育」と表現したところである。しかし、事実を正確に表していないとのご指摘をいただいたことから過去の事実関係を調べた結果、平成4年から看護系大学が増加してきたのは、次の事実関係を背景にした結果であることが判明したため「設置の趣旨等を記載した書類」を次のとおり修正する。

- ① 平成3年の大学設置基準の改正に伴い、大学に関する規制が大幅に緩和されることとなったため、平成4年以降、短期大学の大学化への変化が顕著となる中で、看護系大学も急速に増加していくこととなったこと。
- ② 看護系大学は、平成4年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が制定されて以降、医療の発展、医療の高度化及び医療体制の複雑化に伴い看護職者への高度な専門職能力の要請などから大学での教育の必要性が高まってきたこと。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (3ページ)

新	旧
<p>(2) 必要性 看護系大学は、平成3年の大学設置基準改正に伴う短期大学の大学化により、また、平成4年の「看護師等の人材確保に関する法律」の施行により急速に設置が進み、平成3年まで全国でわずか11校であったものが、25年を経過した平成29年4月には265校を数える状況下にある。この様な中において、兵庫県では平成4年では設置されていなかった看護系大学が平成29年4月では15校も設置され、多くの卒業生を社会に送り出しており、これらの卒業生は、兵庫県のみならず西日本圏を中心にして全域で活動している。その間、保健・医療・福祉の現場は、急激な少子高齢化、医療の急速な進歩、健康課題の複雑化・多様化、情報通信技術（以下、ICT）の活用等著しく変化していることから、看護実践の知の創生が求められている。また、現在、医療改革として地域包括ケアシステムの推進されている中で、看護の実践力・調整力・教育力のある専門看護師の需要増が見込まれている。</p>	<p>(2) 必要性 兵庫県では、平成29年4月現在、看護系大学が15大学と多く、更に、平成4年に始まった4年制の看護学基礎教育も25年を経過し、卒業生は、兵庫県のみならず西日本圏を中心にして全域で活動している。その間、保健・医療・福祉の現場は、急激な少子高齢化、医療の急速な進歩、健康課題の複雑化・多様化、情報通信技術（以下、ICT）の活用等著しく変化していることから、看護実践の知の創生が求められている。現在、医療改革として地域包括ケアシステムの推進されている中で、看護の実践力・調整力・教育力のある専門看護師の需要増が見込まれている。</p>

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 看護学研究科 看護学専攻（D）

1. <カリキュラム・ポリシーが不適切>
カリキュラム・ポリシーの内容が教育課程の編成方針を記述したものではなく、不適切であるため、修正すること。【2専攻共通】（是正事項）・・・1
2. <アドミッション・ポリシーが不十分>
博士後期課程のアドミッション・ポリシーとして、研究の基本的能力等3つの観点を挙げているが、それぞれどのような能力・資質を求めるのかが不明確であるため、詳細を記載すること。（是正事項）・・・3
3. <授業の実施方法に関する説明が不整合>
昼夜開講制により授業を行う旨の説明があるが、時間割では授業は全て夜間と週末のみに開設されており、整合していない。昼夜開講制とする考え方を明確にした上で、授業の実施方法について説明すること。【2専攻共通】（是正事項）・・・5
4. <入学試験が不十分>
入学試験の実施について、下記の観点について不明確なため、具体的に説明すること。
（1）博士前期課程、博士後期課程ともに、社会人特別選抜において大学院における学習に必要な英語の能力についてどのように測るのか不明確。（改善事項）・・・9

（2）ディプロマ・ポリシーにおいて国際的な視点で物事や現象をとらえる能力を掲げているが、その基盤となる学生の資質の確認について、アドミッション・ポリシーや入学試験においてどのように考えているのか不明確。（改善事項）・・・11
5. <学位の審査基準が不十分>
学位の審査項目として、新たな知見を加え、理論的又は実証的見地から創造性が認められるか、との説明があるが、知見と創造性が認められるかどうかとの基準は修士課程相当と考えられる。当該項目が博士後期課程の審査基準にふさわしいものであることが明確となるよう、具体的に説明すること。（改善事項）・・・13
6. <学術専門誌の定義が不十分>
博士後期課程の修了要件に関わる、「査読のある学術専門誌」として、日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学術団体が発行する学術誌あるいは国際学術誌、若しくは看護学研究科がこれに準ずると認定した学術誌と定義しているが、運用方針が明確でないので、より具体的に説明すること。（改善事項）・・・15
7. <記述内容が不適切>
「平成4年に始まった4年制の看護学基礎教育」という記述があるが、事実を正確に表していないため、適切に修正すること。【2専攻共通】（改善事項）・・・17

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

1. <カリキュラム・ポリシーが不適切>

カリキュラム・ポリシーの内容が教育課程の編成方針を記述したものではなく、不適切であるため、修正すること。【2 専攻共通】

(対応)

設置の趣旨等を記載した書類の大項目である「4. 教育課程の編成と考え方及び特色」の、中項目である「1) 教育課程の編成 (カリキュラムポリシー)」に記載していた内容は、どのような分野にどのような科目を配置するのかという教育課程の編成を説明したものであり、ディプロマ・ポリシーの達成のためにどのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するのかを定める基本的な方針であるカリキュラムポリシーの記載が不十分であった。そこで、改めてカリキュラムポリシーを明記した。

博士後期課程は、地域で暮らす人々を支援する看護ケアを開発し実践に応用できる革新的研究能力や、学際的・国際的な視点を持ちながら人や組織と連携して共同開発ができる卓越した教育能力を有する教育研究者を育成することができる教育課程を編成する。以下に、具体的な教育課程の編成方針であるカリキュラムポリシーを示す。

1. 看護ケア・教育学分野、看護情報システム分野、看護政策・マネジメント分野、精神健康看護学分野、高齢者高度実践看護学分野、看護病態学分野、国際保健学分野の 7 分野を開設する。
2. カリキュラムは、看護学の学術的発展を担うための基盤的能力を養う「共通科目」、各専門分野における学識を深める「専門科目」、新しいエビデンスが創造できる高度な研究能力の獲得のための看護学特別研究を含む「演習・研究科目」で編成する。
3. コミュニティ・オブ・プラクティスの考え方をを用いて、看護実践の知を創り出す研究者コミュニティを形成し、広範な看護課題や国内外の健康問題を解決するための能力を養う。
4. 地域で暮らす人々の健やかな生活を支えるためのコミュニティ・ケアシステムの開発や革新的な看護ケアを生み出すことができる研究能力を養う。
5. 看護の成果を教育や政策・制度へ繋げていくことで、価値の高い看護サービスを開発する能力を養うための科目を配置する。
6. 看護学の学術的発展に貢献できる次世代を育てる卓越した教育能力を修得するための科目を配置する。

上記を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を次の通り変更する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (10 ページ)

新	旧
<p>【博士後期課程】 <u>博士後期課程は、地域で暮らす人々を支援する看護ケアを開発し実践に応用できる革新的研究能力や、学際的・国際的な視点を持ちながら人や組織と連携して共同開発ができる卓越した教育能力を有する教育研究者を育成することができる教育課程を編成する。以下に、具体的な教育課程の編成方針であるカリキュラムポリシーを示す。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>看護ケア・教育学分野、看護情報システム分野、看護政策・マネジメント分野、精神健康看護学分野、高齢者高度実践看護学分野、看護病態学分野、国際保健学分野の7分野を開設する。</u> 2. <u>カリキュラムは、看護学の学術的發展を担うための基盤的能力を養う「共通科目」、各専門分野における学識を深める「専門科目」、新しいエビデンスが創造できる高度な研究能力の獲得のための看護学特別研究を含む「演習・研究科目」で編成する。</u> 3. <u>コミュニティ・オブ・プラクティスの考え方をういて、看護実践の知を創り出す研究者コミュニティを形成し、広範な看護課題や国内外の健康問題を解決するための能力を養う。</u> 4. <u>地域で暮らす人々の健やかな生活を支えるためのコミュニティ・ケアシステムの開発や革新的な看護ケアを生み出すことができる研究能力を養う。</u> 5. <u>看護の成果を教育や政策・制度へ繋げていくことで、価値の高い看護サービスを開発する能力を養うための科目を配置する。</u> 6. <u>看護学の学術的發展に貢献できる次世代を育てる卓越した教育能力を修得するための科目を配置する。</u> 	<p>【博士後期課程】 <u>博士後期課程では、「共通科目」「専門科目」「演習・研究科目」の3つの科目区分とし、看護の学識者としての高い倫理観を持ち、専門領域における新しいエビデンスが創造できる革新的な研究能力や、次世代を育てる卓越した教育能力を備え、コミュニティ・ケアシステムが開発できる看護研究者・看護教育者の育成や、高度実践看護師教育を受けた専門看護師がより高度な教育能力・研究能力を獲得することを旨とした教育課程を編成する。</u></p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

2. <アドミッション・ポリシーが不十分>

博士後期課程のアドミッション・ポリシーとして、研究の基本的能力等3つの観点を挙げているが、それぞれどのような能力・資質を求めるのかが不明確であるため、詳細を記載すること。

(対応)

博士後期課程は、高い倫理観と高度な教育・研究能力を備え、研究活動を通して看護学の発展に寄与するとともに、社会に貢献できる人材を育成することを目的とし、アドミッションポリシーとして、①研究の基本的能力を有する者、② 対象に応じた高い教育能力を有する者、③常に世の中で起こることに課題意識や関心を持てる者を挙げていた。

審査の結果、上記3つのアドミッションポリシーについて、それぞれどのような能力・資質を求めるのかが不明確であるとのこと指摘をいただいた。また、ディプロマ・ポリシーにおいて国際的な視点で物事や現象をとらえる能力を掲げているが、その基盤となる学生の資質の確認について、アドミッション・ポリシーや入学試験においてどのように考えているのかが不明確であるとのこと指摘(改善事項4(2))を受けた。そこで、改めて詳細に内容を検討した。

研究の基本的能力は、看護研究の特徴やプロセスを理解し、看護研究を実施するうえで必要となる研究方法論全般と捉えることとした。対象に応じた高い教育能力は、看護教育および看護実践において活用される主な教育・学習理論と概念について理解していることと捉えることとした。常に世の中で起こることに課題意識や関心を持てる者については、世の中で起こる物事に対して、国際的な視点で課題意識や関心を持つこと、高い倫理観のもとで看護学の発展に貢献する熱意がある者と捉えることとした。

修正したアドミッションポリシーは、下記の通りである。

1. 看護研究の特徴やプロセスを理解し、看護研究を実施するうえで必要となる研究方法論全般についての基本的能力を有する者
2. 看護教育および看護実践において活用される主な教育・学習理論と概念について理解し、対象に応じた高い教育能力を有する者
3. グローバルな視点を持って常に世の中で起こることに課題意識や関心を持ち、高い倫理観のもとで看護研究者・看護教育者・高度専門職業人として社会や看護学の発展に貢献する熱意がある者

上記を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を次の通り変更する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (26 ページ)

新	旧
<p>【博士後期課程】 博士後期課程は、高い倫理観と高度な教育・研究能力を備え、研究活動を通して看護学の発展に寄与するとともに、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。したがって、次のような能力や態度・資質を備えた入学者を求める。</p> <p>1. <u>看護研究の特徴やプロセスを理解し、看護研究を実施するうえで必要となる研究方法論全般についての基本的能力を有する者</u></p> <p>2. <u>看護教育および看護実践において活用される主な教育・学習理論と概念について理解し、対象に応じた高い教育能力を有する者</u></p> <p>3. <u>グローバルな視点を持って常に世の中で起こることに課題意識や関心を持ち、高い倫理観のもとで看護研究者・看護教育者・高度専門職業人として社会や看護学の発展に貢献する熱意がある者</u></p>	<p>【博士後期課程】 博士後期課程は、高い倫理観と高度な教育・研究能力を備え、研究活動を通して看護学の発展に寄与するとともに、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。したがって、次のような能力や態度・資質を備えた入学者を求める。</p> <p>1. <u>研究の基本的能力を有する者</u></p> <p>2. <u>対象に応じた高い教育能力を有する者</u></p> <p>3. <u>常に世の中で起こることに課題意識や関心を持つる者</u></p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

3. <授業の実施方法に関する説明が不整合>

昼夜開講制により授業を行う旨の説明があるが、時間割では授業は全て夜間と週末のみに開設されており、整合していない。昼夜開講制とする考え方を明確にした上で、授業の実施方法について説明すること。【2専攻共通】

(対応)

本学研究科の設置準備の初期の段階で、学生募集の有効な手段として、他大学大学院での導入事例や本学看護学部教員の意見等を踏まえて昼夜開講制を導入することとしたところで、その後、実際のカリキュラムを編成する際に、「神戸市の中心地 JR三ノ宮駅からのアクセスに優れているという利便性、また、兵庫県立こども病院等が集積するなど高度先端医療の拠点として様々なプロジェクトが推進されている神戸ポートアイランドに位置するという本学看護学部の立地条件を考慮した場合、社会人学生が大部分を占める。」という結論に至ったため主な授業を平日の夜間と土曜日の昼間に集中させたところである。

この様な状況下において、「昼夜開講制とする考え方を明確にした上で、授業の実施方法について説明すること」とのご指摘をいただいたことから、再度、昼夜開講制のあり方等を検証し、学生の選択の幅を拡げ、利便性を確保する意味合いから平日の授業について、「昼間を主とする時間割」と「夜間を主とする時間割」の2本立てとしたところである。

上記を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を次の通り変更する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (23 ページ、29～30 ページ)

新	旧
7. 施設・設備等の整備計画 2) 校舎等施設の整備計画 <u>看護学部と看護学研究科の授業は、全て看護学部専用校舎F館で実施していく計画で、使用教室は当初から両者を区分しており、更に、実際の運用に際しても時間割管理を徹底していくことから重複しない体制となっている。(資料16 授業時間割)</u>	7. 施設・設備等の整備計画 2) 校舎等施設の整備計画 <u>授業科目は全て看護学部専用校舎 F 館で実施され、「授業時間割」(資料16)に示すとおり、看護学部生の時間割は1限から5限までとしていることから、大学院生との重複はなく、快適な環境の下に配置されている。</u>
10. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施 3) 授業の実施方法 授業は、原則として、平日の <u>昼夜及び土曜日の昼間(1時限目から5時限目)に開講することとしており、平日の授業については「昼間を主とする時間割」と「夜間を主とする時間割」の2本立てとして、学生の選択の幅が広がる体制を提供することとし</u>	10. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施 3) 授業の実施方法 授業は、原則として、平日の <u>夜間(6時限目、7時限目)及び土曜日の昼間(1時限目から5時限目)に開講し、また、必要に応じて集中講義を組み入れる等学修しやすいように配慮した時間割とする。</u>

新	旧
<p><u>ている</u>。また、必要に応じて集中講義を組み入れる等学修しやすいように配慮した時間割とする。</p> <p>4) 教員の負担の程度</p> <p>平日の<u>昼夜</u>及び土曜日の昼間に授業を実施するため、時間割については、特定の教員に同一の開講時間帯に集中しないように配慮するとともに、大学院を担当する教員とその基礎となる看護学部のみを担当する教員との負担が平準化するよう編成する。</p> <p>5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置</p> <p>(略)</p> <p>学生に対する各種連絡や情報提供(休講・補講、履修登録、成績閲覧等)については、いつでも、どこからでも (略)</p>	<p>4) 教員の負担の程度</p> <p>平日の<u>夜間</u>及び土曜日の昼間に授業を実施するため、時間割については、特定の教員に同一の開講時間帯に集中しないように配慮するとともに、大学院を担当する教員とその基礎となる看護学部のみを担当する教員との負担が平準化するよう編成する。</p> <p>5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置</p> <p>(略)</p> <p>学生に対する各種連絡や情報提供(休講・補講、履修登録、成績閲覧等)については、<u>開講日の夜間や土曜日だけでなく</u>、いつでも、どこからでも (略)</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 資料 16 「看護学研究科授業時間割」
 添付の表 1 「(新旧対照表) 看護学研究科時間割 (博士後期課程)」のとおり。

看護学研究科授業時間割(博士後期課程)

前期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	その他実習等
1							
2							
3	看護情報システム特論(東) F309 精神健康看護学特論(玉木) F307		高齢者高度実践看護学特論(藤田) F309 看護ケア・教育学特論(野並・中岡) F308 国際保健学特論(宇賀・田村) F306	看護政策・マネジメント特論(洪・横内) F308	看護病態学特論(加治) F307 看護学特別研究(東・魚里・内・洪・野並)各個人研究室		
4			看護学研究(東・横内・中村) F421	理論看護学(野並・中岡) F421	看護学特別研究(宇賀・加治・下敷領・玉木・中岡・藤田・横内)各個人研究室		
5							
6	看護学研究(東・横内・中村) F421	看護情報システム特論(東) F309 看護政策・マネジメント特論(洪・横内) F308 精神健康看護学特論(玉木) F307	高齢者高度実践看護学特論(藤田) F309 看護ケア・教育学特論(野並・中岡) F308 看護病態学特論(加治) F307 国際保健学特論(宇賀・田村) F306	理論看護学(野並・中岡) F421	看護学特別研究(魚里・宇賀・内・加治・洪・下敷領・玉木・藤田)各個人研究室		
7	看護学特別研究(横内)個人研究室		看護学特別研究(東・中岡・野並)各個人研究室				

後期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	その他実習等
1							
2							
3		看護学特別研究(内・横内)各個人研究室		看護学演習(中岡・宇賀・東・田村)各個人研究室			
4	英語論文演習(宇賀・田村) F309				看護学特別研究(東・魚里・宇賀・加治・洪・下敷領・玉木・中岡・野並・藤田)各個人研究室		
5		看護学演習(野並・藤田・玉木・加治)各個人研究室	看護学演習(洪・横内)個人研究室				
6	英語論文演習(宇賀・田村) F309	看護学演習(野並・藤田・玉木)各個人研究室		看護学演習(中岡・宇賀・加治・東・横内・洪・田村)各個人研究室			
7		看護学特別研究(各指導教員)各個人研究室		看護学特別研究(洪)個人研究室			

看護学研究科授業時間割(博士後期課程)

前期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	その他実習等
1							
2							
3							
4							
5							
6	看護学研究(東・横内・中村) F421	看護情報システム特論(東) F309 看護政策・マネジメント特論(洪・横内) F308 精神健康看護学特論(玉木) F307	高齢者高度実践看護学特論(藤田) F309 看護ケア・教育学特論(野並・中岡) F308 看護病態学特論(加治) F307 国際保健学特論(宇賀・田村) F306	理論看護学(野並・中岡) F421		看護学特別研究(魚里・宇賀・内・加治・洪・下敷領・玉木・中村・藤田・田村) 各個人研究室	
7	看護学特別研究(横内) 個人研究室		看護学特別研究(東・中岡・野並) 各個人研究室				

後期

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	その他実習等
1							
2							
3							
4							
5							
6	英語論文演習(宇賀・田村) F309	看護学演習(野並・藤田・玉木) 各個人研究室		看護学演習(中岡・宇賀・加治・東・横内・洪・田村) 各個人研究室			
7		看護学特別研究(各指導教員) 各個人研究室		看護学特別研究(洪) 個人研究室			

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

4. <入学試験が不十分>

入学試験の実施について、下記の観点について不明確なため、具体的に説明すること。

(1) 博士前期課程、博士後期課程ともに、社会人特別選抜において大学院における学習に必要な英語の能力についてどのように測るのか不明確。

(対応)

博士後期課程での学習や研究に必要なものとなる、英語文献や英語論文を理解するためには、博士後期課程に必要な水準の英語の読解能力が必要となる。そのため、社会人特別選抜においては小論文に英文読解能力を見るための設問を設ける予定であったが、その記載が不十分であった。そこで、社会人特別選抜の小論文には共通問題として英文読解問題と専門分野に関連した小論文の2問を設けることとする。

また、改善事項2において、アドミッションポリシーについてご指摘を受け、修正したことから、社会人特別選抜及び一般選抜の選抜方法とアドミッションポリシーの関連を示した文章を下記のように修正する。

一般選抜では、専門科目や英語の筆記試験により、大学院で必要な英語の能力及びアドミッションポリシーの1. 研究方法論全般についての基本的能力を有するか、面接を含む口述試問では、修士論文での研究への取り組みや今後の研究計画、これまでの看護実践活動や教育・研究活動等に対する質疑応答を通して、1. 研究方法論全般についての基本的能力を有するか、3. グローバルな視点を持って世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか、看護の対象者や研究対象者、教育の対象者への関わりに対する口述試問を通して、2. 看護教育や看護実践における主な教育・学習理論と概念を理解し、対象に応じた高い教育能力を有するか、等を多角的・総合的に評価する。

社会人特別選抜では、共通問題としての英文読解問題と専門分野に関連した小論文において、大学院で必要な英語の能力及びアドミッションポリシーの1. 研究方法論全般についての基本的能力を有するか、3. グローバルな視点を持って世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか、口述試問では、これまでの看護実践活動や教育・研究活動、今後の研究計画に対する質疑応答を通して、1. 研究方法論全般についての基本的能力を有するか、2. 看護教育や看護実践における主な教育・学習理論と概念を理解し、対象に応じた高い教育能力を有するか、3. グローバルな視点を持って世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか、等を多角的・総合的に評価する。また、勤務と博士後期課程の学生を両立していくための強い意志や創意工夫、問題が起きたときの対処能力等も総合的に判断して、可否を決定する。

上記を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を次の通り変更する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (28 ページ)

新	旧
<p>【博士後期課程】</p> <p>選抜試験は、年2回（一般選抜（秋期募集・春期募集）、社会人特別選抜（秋期募集・春期募集））とし、選考の方法はアドミッションポリシーを満たした人材を合理的に判断するために以下のとおり行う。</p> <p>(1) 一般選抜（秋期募集・春期募集）</p> <p>① 専門科目の筆記試験</p> <p>② 英語</p> <p>③ 面接を含む口述試問</p> <p>(2) 社会人特別選抜（秋期募集・春期募集）</p> <p>① 小論文（<u>英文読解問題を含む</u>）</p> <p>② 口述試問</p> <p>一般選抜では、専門科目や英語の筆記試験により、アドミッションポリシーの1. <u>研究方法論全般についての基本的能力を有するか</u>、面接を含む口述試問では、修士論文での研究への取り組みや今後の研究計画、<u>これまでの看護実践活動や教育・研究活動等に対する質疑応答を通して</u>、1. <u>研究方法論全般についての基本的能力を有するか</u>、3. <u>グローバルな視点を持って世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか</u>、看護の対象者や研究対象者、教育の対象者への関わりに対する口述試問を通して、2. <u>看護教育や看護実践における主な教育・学習理論と概念を理解し、対象に応じた高い教育能力を有するか</u>、等を多角的・総合的に評価する。</p> <p>社会人特別選抜では、<u>共通問題としての英文読解問題と専門分野に関連した小論文において</u>、アドミッションポリシーの1. <u>研究方法論全般についての基本的能力を有するか</u>、3. <u>グローバルな視点を持って世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか</u>、口述試問では、これまでの看護実践活動や教育・研究活動、今後の研究計画に対する質疑応答を通して、1. <u>研究方法論全般についての基本的能力を有するか</u>、2. <u>看護教育や看護実践における主な教育・学習理論と概念を理解し、対象に応じた高い教育能力を有するか</u>、3. <u>グローバルな視点を持って世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか</u>、等を多角的・総合的に評価する。また、勤務と博士後期課程の学生を両立していくための強い意志や創意工夫、問題が起きたときの対処能力等も総合的に判断して、可否を決定する。</p>	<p>【博士後期課程】</p> <p>選抜試験は、年2回（一般選抜（秋期募集・春期募集）、社会人特別選抜（秋期募集・春期募集））とし、選考の方法はアドミッションポリシーを満たした人材を合理的に判断するために以下のとおり行う。</p> <p>(1) 一般選抜（秋期募集・春期募集）</p> <p>① 専門科目の筆記試験</p> <p>② 英語</p> <p>③ 面接を含む口述試問</p> <p>(2) 社会人特別選抜（秋期募集・春期募集）</p> <p>① 小論文</p> <p>② 口述試問</p> <p>一般選抜では、専門科目や英語の筆記試験により、アドミッションポリシーの1. <u>研究の基本的能力を有するか</u>、面接を含む口述試問では、修士論文での研究への取り組みや今後の研究計画に対する質疑応答を通して、1. <u>研究の基本的能力を有するか</u>、3. <u>世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか</u>、看護の対象者や研究対象者、教育の対象者への関わりに対する口述試問を通して、2. <u>対象に応じた高い教育能力を有するか</u>、等を多角的・総合的に評価する。</p> <p>社会人特別選抜では、専門分野に関連した小論文において、アドミッションポリシーの1. <u>研究の基本的能力を有するか</u>、3. <u>世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか</u>、口述試問では、これまでの看護実践活動や教育・研究活動、今後の研究計画に対する質疑応答を通して、1. <u>研究の基本的能力を有するか</u>、2. <u>対象に応じた高い教育能力を有するか</u>、3. <u>世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか</u>、等を多角的・総合的に評価する。また、勤務と博士後期課程の学生を両立していくための強い意志や創意工夫、問題が起きたときの対処能力等も総合的に判断して、可否を決定する。</p>

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

4. <入学試験が不十分>

入学試験の実施について、下記の観点について不明確なため、具体的に説明すること。
(2) ディプロマ・ポリシーにおいて国際的な視点で物事や現象をとらえる能力を掲げているが、その基盤となる学生の資質の確認について、アドミッション・ポリシーや入学試験においてどのように考えているのか不明確。

(対応)

ディプロマ・ポリシーにおける国際的な視点で物事や現象をとらえる能力について、アドミッション・ポリシーや入学試験においてどのように考えているのか不明確とのご指摘をいただいた。アドミッションポリシーの3つ目を、改善事項2に記載したように「グローバルな視点を持って常に世の中で起こることに課題意識や関心を持ち、高い倫理観のもとで看護研究者・看護教育者・高度専門職業人として社会や看護学の発展に貢献する熱意がある者」とする。入学試験の一般選抜では、面接を含む口述試問において、修士論文での研究への取り組みや今後の研究計画、これまでの看護実践活動や教育・研究活動等に対する質疑応答を通して、社会人特別選抜では、共通問題としての英文読解問題と専門分野に関連した小論文や口述試問において、これまでの看護実践活動や教育・研究活動、今後の研究計画に対する質疑応答を通して、グローバルな視点で物事や現象をとらえる姿勢や課題意識を確認する。

上記を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を次の通り変更する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (28 ページ)

新	旧
<p>一般選抜では、専門科目や英語の筆記試験により、アドミッションポリシーの 1. <u>研究方法論全般についての基本的能力を有するか</u>、面接を含む口述試問では、修士論文での研究への取り組みや今後の研究計画、<u>これまでの看護実践活動や教育・研究活動等に対する質疑応答を通して</u>、1. <u>研究方法論全般についての基本的能力を有するか</u>、3. <u>グローバルな視点を持って世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか</u>、看護の対象者や研究対象者、教育の対象者への関わりに対する口述試問を通して、2. <u>看護教育や看護実践における主な教育・学習理論と概念を理解し、対象に応じた高い教育能力を有するか</u>、等を多角的・総合的に評価する。</p> <p>社会人特別選抜では、<u>共通問題としての英文読解問題と専門分野に関連した小論文において</u>、アドミッションポリシーの 1. <u>研究方法論全般についての基本的能力を有するか</u>、3. <u>グローバルな視点を持って世の中で起こることに課題意識や関心を持て</u></p>	<p>一般選抜では、専門科目や英語の筆記試験により、アドミッションポリシーの 1. <u>研究の基本的能力を有するか</u>、面接を含む口述試問では、修士論文での研究への取り組みや今後の研究計画に対する質疑応答を通して、1. <u>研究の基本的能力を有するか</u>、3. <u>世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか</u>、看護の対象者や研究対象者、教育の対象者への関わりに対する口述試問を通して、2. <u>対象に応じた高い教育能力を有するか</u>、等を多角的・総合的に評価する。</p> <p>社会人特別選抜では、専門分野に関連した小論文において、アドミッションポリシーの 1. <u>研究の基本的能力を有するか</u>、3. <u>世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか</u>、口述試問では、これまでの看護実践活動や教育・研究活動、今後の研究計画に対する質疑応答を通して、1. <u>研究の基本的能力を有するか</u>、2. <u>対象に応じた高い教育能力を有するか</u>、3. <u>世の中で起こることに課題意識や関心を持てる</u></p>

新	旧
<p>るか、口述試問では、これまでの看護実践活動や教育・研究活動、今後の研究計画に対する質疑応答を通して、1. <u>研究方法論全般についての基本的能力を有するか</u>、2. <u>看護教育や看護実践における主な教育・学習理論と概念を理解し、対象に応じた高い教育能力を有するか</u>、3. <u>グローバルな視点を持って世の中で起こることに課題意識や関心を持てるか</u>、等を多角的・総合的に評価する。また、勤務と博士後期課程の学生を両立していくための強い意志や創意工夫、問題が起きたときの対処能力等も総合的に判断して、合否を決定する。</p>	<p>か、等を多角的・総合的に評価する。また、勤務と博士後期課程の学生を両立していくための強い意志や創意工夫、問題が起きたときの対処能力等も総合的に判断して、合否を決定する。</p>

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

5. <学位の審査基準が不十分>

学位の審査項目として、新たな知見を加え、理論的又は実証的見地から創造性が認められるか、との説明があるが、知見と創造性が認められるかどうかとの基準は修士課程相当と考えられる。当該項目が博士後期課程の審査基準にふさわしいものであることが明確となるよう、具体的に説明すること。

(対応)

学位の審査基準に関して、7つの審査項目を挙げていた。7つ目の「申請者の新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、そこに創造性が認められるか。」に対してご指摘をいただき、再検討した。

博士後期課程の修了要件として、査読のある学術専門誌（日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学術団体が発行する学術誌あるいは国際学術誌、若しくは看護学研究科がこれに準ずると認定した学術誌）に投稿し、原著論文1編が掲載あるいは掲載予定であることを挙げている。作成した論文が、原著論文として認められるには、新規性（看護学としての新しい知見を有している）、創造性（看護学における課題を解決し新しい価値を生み出している）、重要性（看護学としての重要な知見を有している）、有用性（看護学及び社会に対する貢献が期待できる）が必要であり、本看護学研究科の博士後期課程の審査基準として必要不可欠な項目であることから、下記のように審査項目を修正する。

⑦当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められるか。

上記を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を次の通り変更する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (20 ページ)

新	旧
(5) 審査項目 ① 研究テーマの設定が学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識と研究方法が明確に示されているか。 ② 当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。 ③ 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、研究論文としての形式を備えているか。 ④ 設定したテーマの研究に際して、問題意識と研究方法が明確に示されており、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が	(5) 審査項目 ① 研究テーマの設定が学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識と研究方法が明確に示されているか。 ② 当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。 ③ 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、研究論文としての形式を備えているか。 ④ 設定したテーマの研究に際して、問題意識と研究方法が明確に示されており、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が

新	旧
<p>為されており、学術論文として完成しているか。</p> <p>⑤ 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会」あるいは「神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験委員会」の承認を得ているか。</p> <p>⑥ 先行研究や資料が適切に取扱われており、当該研究分野における研究の水準に到達しているか。</p> <p>⑦ 当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、<u>新規性、創造性、重要性、有用性</u>が認められるか。</p> <p>審査基準内規（資料9） 【審査項目】</p> <p>7 当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、<u>新規性、創造性、重要性、有用性</u>が認められるか。</p>	<p>為されており、学術論文として完成しているか。</p> <p>⑤ 研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会」あるいは「神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験委員会」の承認を得ているか。</p> <p>⑥ 先行研究や資料が適切に取扱われており、当該研究分野における研究の水準に到達しているか。</p> <p>⑦ <u>申請者の新たな知見を加え、</u>当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、<u>そこに創造性</u>が認められるか。</p> <p>審査基準内規（資料9） 【審査項目】</p> <p>7 <u>申請者の新たな知見を加え、</u>当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、<u>そこに創造性</u>が認められるか。</p>

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

6. < 学術専門誌の定義が不十分 >

博士後期課程の修了要件に関わる、「査読のある学術専門誌」として、日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学術団体が発行する学術誌あるいは国際学術誌、若しくは看護学研究科がこれに準ずると認定した学術誌と定義しているが、運用方針が明確でないので、より具体的に説明すること。

(対応)

「査読のある学術専門誌」として、まず、日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学術団体が発行する学術誌あるいは国際学術誌を取り上げている。この日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学術団体とは、次のような条件を満たしている団体である。①学術研究の向上発達を主たる目的として、その達成のための学術研究活動を行っていること、②活動が研究者自身の運営により行われていること、③構成員（個人会員）が 100 人以上であり、かつ研究者の割合が半数以上であること、④学術研究（論文等）を掲載する機関誌を年 1 回継続して発行していること等である。

次に、「査読のある学術専門誌」として、看護学研究科がこれに準ずると認定する学術誌を取り上げているが、どのような運用方針で、学術誌を認定するかについて記載がなかったため、ご指摘をいただいた。そこで、今回、運用方針を作成した。

看護学研究科が認定する学術誌とは、日本学術会議協力学術研究団体には登録されていないが、a) 学術研究の向上発達を主たる目的として、その達成のための学術研究活動を行っていること、b) 活動が研究者（学術研究を行っている大学教授・准教授・講師・助教、非常勤講師、民間研究所の研究員等）自身の運営により行われていること、c) 査読のある学術研究（論文等）を掲載する機関誌を年 1 回継続して発行していること、これらの要件を満たし、看護学研究科委員会で承認を受けた学術誌とする。

上記を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を次の通り変更する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (16 ページ)

新	旧
<p>【博士後期課程】 博士後期課程では、「共通科目」「専門科目」「演習・研究科目」の分類に応じて教育研究指導を行う。履修モデルを資料 6 に示す。</p> <p>① 共通科目から 4 単位以上、専門科目から 2 単位以上、演習・研究科目から 8 単位の合計 14 単位以上を修得すること。</p> <p>② 査読のある学術専門誌（日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学術団体が発行する学術誌あるいは国際学術誌、若しくは看護学研</p>	<p>【博士後期課程】 博士後期課程では、「共通科目」「専門科目」「演習・研究科目」の分類に応じて教育研究指導を行う。履修モデルを資料 6 に示す。</p> <p>① 共通科目から 4 単位以上、専門科目から 2 単位以上、演習・研究科目から 8 単位の合計 14 単位以上を修得すること。</p> <p>② 査読のある学術専門誌（日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学術団体が発行する学術誌あるいは国際学術誌、若しくは看護学研</p>

新	旧
<p>究科がこれに準ずると認定した学術誌) に投稿し、原著論文1編が掲載あるいは掲載予定であること。<u>看護学研究科が認定する学術誌とは、日本学術会議協力学術研究団体には登録されていないが、a) 学術研究の向上発達を主たる目的として、その達成のための学術研究活動を行っていること、b) 活動が研究者(学術研究を行っている大学教授・准教授・講師・助教、非常勤講師、民間研究所の研究員等)自身の運営により行われていること、c) 査読のある学術研究(論文等)を掲載する機関誌を年1回継続して発行していること、これらの要件を満たし、看護学研究科委員会で承認を受けた学術誌とする。</u></p> <p>③ 博士論文を作成し、論文審査及び試験に合格すること。</p> <p>④ 上記3つの要件を総て満たした場合に、博士(看護学)の学位を授与する。</p>	<p>究科がこれに準ずると認定した学術誌) に投稿し、原著論文1編が掲載あるいは掲載予定であること。</p> <p>③ 博士論文を作成し、論文審査及び試験に合格すること。</p> <p>④ 上記3つの要件を総て満たした場合に、博士(看護学)の学位を授与する。</p>

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

7. <記述内容が不適切>

「平成4年に始まった4年制の看護学基礎教育」という記述があるが、事実を正確に表していないため、適切に修正すること。【2専攻共通】

(対応)

看護系大学の過去の設置状況を見てみると、平成4年を境に大幅に増加している傾向にあったことから、その事実を記載するため「平成4年に始まった4年制の看護学基礎教育」と表現したところである。しかし、事実を正確に表していないとのご指摘をいただいたことから過去の事実関係を調べた結果、平成4年から看護系大学が増加してきたのは、次の事実関係を背景にした結果であることが判明したため「設置の趣旨等を記載した書類」を次のとおり修正する。

- ① 平成3年の大学設置基準の改正に伴い、大学に関する規制が大幅に緩和されることとなったため、平成4年以降、短期大学の大学化への変化が顕著となる中で、看護系大学も急速に増加していくこととなったこと。
- ② 看護系大学は、平成4年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が制定されて以降、医療の発展、医療の高度化及び医療体制の複雑化に伴い看護職者への高度な専門職能力の要請などから大学での教育の必要性が高まってきたこと。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (3ページ)

新	旧
<p>(2) 必要性 看護系大学は、平成3年の大学設置基準改正に伴う短期大学の大学化により、また、平成4年の「看護師等の人材確保に関する法律」の施行により急速に設置が進み、平成3年まで全国でわずか11校であったものが、25年を経過した平成29年4月には265校を数える状況下にある。この様な中であって、兵庫県では平成4年では設置されていなかった看護系大学が平成29年4月では15校も設置され、多くの卒業生を社会に送り出しており、これらの卒業生は、兵庫県のみならず西日本圏を中心にして全域で活動している。その間、保健・医療・福祉の現場は、急激な少子高齢化、医療の急速な進歩、健康課題の複雑化・多様化、情報通信技術（以下、ICT）の活用等著しく変化していることから、看護実践の知の創生が求められている。また、現在、医療改革として地域包括ケアシステムの推進されている中で、看護の実践力・調整力・教育力のある専門看護師の需要増が見込まれている。</p>	<p>(2) 必要性 兵庫県では、平成29年4月現在、看護系大学が15大学と多く、更に、平成4年に始まった4年制の看護学基礎教育も25年を経過し、卒業生は、兵庫県のみならず西日本圏を中心にして全域で活動している。その間、保健・医療・福祉の現場は、急激な少子高齢化、医療の急速な進歩、健康課題の複雑化・多様化、情報通信技術（以下、ICT）の活用等著しく変化していることから、看護実践の知の創生が求められている。現在、医療改革として地域包括ケアシステムの推進されている中で、看護の実践力・調整力・教育力のある専門看護師の需要増が見込まれている。</p>